

ユニバーサルサービス政策委員会（第13回）議事概要

1. 日時 平成22年12月7日（火）14時00分～15時00分
2. 場所 総務省 第1会議室（10階）
3. 出席者
委員 黒川主査、酒井主査代理、東海委員、関口委員、菅谷委員、三友委員、長田委員
総務省 原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、吉田料金サービス課企画官、鈴木料金サービス課課長補佐、園田料金サービス課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、山野料金サービス課課長補佐
4. 議題
ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方について
5. 模様
事務局より資料について説明後、議論。

菅谷： 前回の答申案と大筋変わらないので、感想を述べさせて頂く。これからの通信政策全体において、監視機能をどのようにしていくかが大きな問題になると思う。答申案でも競争環境への影響について指摘がなされているが、この点をどうするのか。今回は「光の道」との関係性の中で現状のユニバーサルサービス制度において何ができるかを議論したことから、「検討が必要」との表現が非常に多くなってしまったが、方向性が見えたことはよいことであり次の議論が重要と考える。

関口： 前回の答申案から大きな変更点はなかった。「光の道」の影響下にあるため「検討が必要」との言いぶりが多いものの、IRU地域等における二重投資の回避に踏み込めたことの成果は大きい。ブロードバンドアクセスに係る議論への一里塚となるのではないかと。

酒井： ブロードバンドアクセスに係る議論の前段階としてはうまくまとまったのではないかと。ただ、「光の道」を踏まえると全てを光化するののかも思われるが、イー・アクセス株式会社及びイー・モバイル株式会社からの意見提出にもあったように、メタル撤去を進めることで、FTTHより安いADSLが利用できなくなってしまうのは問題なのであって、早く光の利用料も安くなって欲しい。そういう意味で言うと、無線の方がいいこともあるだろうから、技術中立性に配慮する必要があるだろう。ただ、大きな方向性は今回の答申案でよいと思う。

東海： 事業者からの意見を承ったが、答申案の基本構造を変える必要はないものと認識。資本分離・構造分離をどの程度やるのかと言った意見については「光の道」の議論の中でまとめる必要があるが、当委員会の答申案はこの方向でよいだろう。

三友： ユニバーサルサービス制度は本来条件不利地域で最低限の通信を確保するためのもの。その意味で、最後尾を走るユニバーサルサービスが、「光の道」における「光回線」というトップランナーをいかに邪魔しないようにするか、ということが問題になったと認識。パブリックコメントで提出された意見のほとんどは事業者からで、トップランナーの利害も

垣間見えた。その中で唯一、鹿児島県十島村からユニバーサルサービス制度の恩恵を受けるであろう地域の代表としての意見があった。既に整備されたブロードバンドを今後どのように維持していくのか、このような地域をサポートできるように、これまでの枠組みではなく新しい枠組みでの議論を早急に行う必要があると考える。今回の答申案は諮問の趣旨からすればこれでよいだろう。

長田： トップランナーの行き先に国民がどのような意見を持つのが重要。その行き先への過程、十島村の苦勞をどのように軽減するのか考えなければならぬと思った。今回は残念ながら消費者団体から意見提出がなかったが、積極的な意見提出がなされるように、興味を持ってもらえるように、今後検討を進めていく必要があると認識。

黒川： ユニバーサルサービスの性質を踏まえ、これをタスクフォースの「光の道」の議論にどのように位置づけるものかと思っていたが、ユニバーサルサービスが「光の道」推進の障害にならないように、また、その他接続料等の影響を与え得るものに迷惑をかけないように、しかも既存の制度を念頭に置きながら、うまく議論を展開することができたと思う。

酒井： 異論がないようなのでこれを答申案としたい。

(以上)